

令和5年第2回菊池広域連合議会定例会会議録

日 時 令和5年10月27日（金）

午 後 2 時 3 5 分

場 所 菊池広域連合議会議場

1. 議事日程（第1号）

- | | |
|--------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 一般質問 |
| 日程第 4 承認第 1号 | 専決処分（令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第2号））の報告及び承認を求めることについて
報告・説明・質疑・討論・承認 |
| 日程第 5 議案第36号 | 令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第3号）について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 6 認定 第1号 | 令和4年度菊池環境保全組合一般会計歳入歳出決算の認定について
上程・説明・報告・質疑 |
| 日程第 7 認定第 2号 | 令和4年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
上程・説明・報告・質疑 |
| 日程第 8 | 委員会付託 |
| 日程第 9 | 委員長報告
質疑・討論・採決 |
| 日程第10 | 委員会の閉会中の継続調査について |

2. 出席議員（23名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 荒 木 崇 之 | 2 番 工 藤 圭一郎 |
| 3 番 泉 田 栄一朗 | 4 番 山 瀬 義 也 |
| 5 番 平 直 樹 | 6 番 水 上 隆 光 |
| 7 番 永 清 和 寛 | 8 番 坂 本 武 人 |
| 9 番 吉 永 健 司 | 10番 青 山 隆 幸 |
| 11番 後 藤 修 一 | 12番 大 村 裕一郎 |

13番 三 宮 美 香
 16番 坂 本 典 光
 18番 中 岡 敏 博
 20番 馬 場 功 世
 22番 福 島 知 雄
 24番 桐 原 則 雄

14番 豊 瀬 和 久
 17番 鬼 塚 洋
 19番 岩 下 和 高
 21番 坂 本 秀 則
 23番 澤 田 雄 二

3. 欠席議員（1名）

15番 津 田 桂 伸

4. 説明のため出席した者の職氏名（15名）

広域連合長 荒 木 義 行
 副広域連合長 江 頭 実
 副広域連合長 金 田 英 樹
 副広域連合長 吉 本 孝 寿

事務局 長 飯 開 輝久雄
 総務課 長 坂 本 経 臣
 福祉課 長 清 本 建
 環境衛生課長 吉 田 伸 二
 環境施設課長 森 淑 晃
 総務課総務係長 谷 川 友 朗
 消防本部消防長 後 藤 泰 章
 消防本部消防次長 狩 野 俊 隆
 消防本部総務課長 藤 川 哲 郎
 消防本部予防課長 河 野 眞一郎
 消防本部通信指令課長 三 木 正 昭

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

書記 長 飯 開 輝久雄
 書記 新 永 崇 博
 書記 大久保 正 尚

書記 松 原 秀 一
 書記 古 田 弘 毅

開会 午後2時35分

-----○-----

- 議長（桐原則雄） ご起立をお願いします。こんにちは。ご着席ください。
- ただいまから、令和5年第2回菊池広域連合議会定例会を開会します。
- なお、15番、津田桂伸議員から欠席の申し出がっておりますので報告します。
- 早速、お手元に配付しております議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（桐原則雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、菊池広域連合議会会議規則第116条の規定により、6番、水上隆光議員、16番、坂本典光議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

- 議長（桐原則雄） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
- お諮りします。
- 本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日1日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 一般質問

- 議長（桐原則雄） 次に、日程第3、一般質問を行います。質問の通告がっておりますので、これより質問を許します。
- なお、申し合わせにより、一般質問は一人一件につき3回または60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。
- 鬼塚洋議員。
- 17番（鬼塚 洋議員） 皆さん、こんにちは。議席番号17番の鬼塚洋と申します。
- 本年5月より菊陽町議会において1期目の任務を務めさせていただいております。
- 今回通告に従いまして、大枠1件質問をさせていただきます。質問を質問席にてさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長（桐原則雄） 鬼塚洋議員。
- 17番（鬼塚 洋議員） まず、質問の趣旨を簡単に申し上げます。厚生労働省にお

いては、4年に一度職場のハラスメントに関する実態調査を全国的に行い、その結果をホームページ等において公表しております。最も近い調査年度の令和2年度においては、全国の6,400件を超える企業・団体より回答が寄せられました。その中で、過去3年間にパワーハラスメントの相談があったと回答した企業・団体は48.2%に上り、そのうち相談件数が増加しているとの回答も9.2%に上っております。このようにパワーハラスメント、略称パワハラについては、社会一般に蔓延する問題と言えます。そのため、国も令和2年6月1日に改正労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法を施行し、大企業はもとより、中小企業においても事業主に対し、職場におけるパワハラを防止するための措置を求めるよう義務づけました。事業主がなすべき具体的な措置の内容については、本法とは別の令和2年厚生労働省告示第5号に定められておりますが、例えば、職場においてパワハラに関する方針を明確化し労働者に周知すること、パワハラに関する労働者の理解を深めること、パワハラ相談窓口を設置すること、パワハラが起きた場合に早急に被害者の救済を行うこと、パワハラを行ってはならない旨の方針やパワハラを行った者に厳正に対処する旨の方針を、社内報やパンフレット、社内のホームページ等に掲載、配布することなどを定めております。この点、パワハラ防止法は主に民間企業を対象にしておりますが、ただいま申し上げた事業主が各種のパワハラ防止の措置を講ずべきとする点については、地方公務員、今回の質問先である菊池広域連合消防本部においても適用されております。

以上のことから、菊池広域連合消防本部においても、パワハラ防止法の趣旨を踏まえ、今後より一層組織内におけるパワハラ防止に関する措置を講じ、パワハラを根絶し、職員の方々の心身の安全を徹底して図っていただきたく、以下の質問をさせていただきます。

質問ですが、本消防本部においては、令和2年4月28日に職員の方1名が自殺されたことに関し、菊池広域連合消防本部職員の死亡に関する第三者調査委員会が設置され、同調査委員会より、各種の再発防止に向けた提言が行われております。具体的には本消防本部の事件後の対応状況を踏まえ、主に8点。1、パワハラ早期発見のための全職員アンケートの実施。2、指揮命令系統を逸脱しないための命令系統の徹底。3、ハラスメントやメンタルヘルスに関する研修制度の充実と効果的な推進。4、ハラスメントに関する苦情処理窓口の周知。5、ハラスメント行為者に対する指導と援助。6、職員間の信頼関係の醸成。7、メンタルヘルスの不調により休職した方々に対する対応や取り決め。8、他の組織との情報共有と合同研修の開催。以下の8点について提言しております。この提言から既に2年半以上が経過しておりますが、本消防本部においては、提言を受けた内容をどの程度実施し、

どのような結果が表れているのか。また、同消防本部における就労環境に変化は表れているのかお答えください。

○議長（桐原則雄） 後藤消防長。

○消防長（後藤泰章） お答えいたします。

令和2年4月に発生した当消防本部職員の自死事案について、第三者調査委員会による調査結果に基づく再発防止に関する提言に対する取り組みと結果、またその効果について問われましたので、順を追って説明いたします。

調査委員会の提言は8項目ありましたので、取り組みと結果について項目ごとにご説明した後、最後に確認された効果について報告をいたします。

最初に、ハラスメントの早期発見のための全職員アンケートの実施についてでございます。

ハラスメントを早期に覚知し対応するためには、まずは、職員に対するアンケート調査が効果的な方法であることは認識しておりましたが、提言で示されたとおり、実施の回数が不足していた上に、集計した結果を具体的な職員指導や運用改善に利用していたとは言い難い状況でございました。

このことから、現在は全職員を対象に、年1回ハラスメントに関するアンケート調査を実施しております。また、アンケートとは別にハラスメントに関する職場環境のチェックシートとハラスメント自己判断チェックシートを作成いたしました。

これらを定期的の実施することで、より良い職場の雰囲気づくりや職員自身の気づきにつながるような取り組みを行っているところでございます。

さらに、アンケートでは書きづらいような状況を想定いたしまして、各所属にハラスメント目安箱、これはいわゆる投書箱でございますが、これを設置いたしました。この目安箱は、月1回人事担当者が回収しており、ハラスメントの予防措置や早期対応につながっております。

アンケート実施の結果につきましては、提言中の平成30年の調査結果は、「パワーハラスメントを受けたことがある」と回答した職員が23%、「それを見聞きしたことがある」職員が42%であったのに対して、令和4年度の調査では、それぞれ15%と35%に減少をしております。なお、調査中に「ある」と回答した職員については、必要に応じて聞き取り調査を行うなどの対応を行いました。

ハラスメント目安箱に関しましては、設置当時は、誰でも匿名でも投函できることから、例えば個人攻撃や誹謗中傷につながるような内容のものも存在しましたが、目安箱の趣旨について職員の理解が深まるにつれて、真摯な意見やハラスメントの早期発見につながるような有用な情報を得ることができるようになっております。こちらについても緊急性が高いと判断される事案については、直ちに指導や人事異

動を行うなどの対応を行っております。

2 番目に、指揮命令系統の徹底についてでございます。

調査委員会の提言中に、当該事案の行為者が立場を超えた業務指示を行ったことから、指揮命令系統の徹底をするよう問われております。

もとより、消防活動にあつては、指揮命令系統の遵守は絶対であり、その逸脱はあつてはならないことでありますし、現場活動以外でも、立場を超えたまたは逸脱した業務命令や指示がなされないよう、消防長名で文書を発出するなど改めて服務規律の徹底を図ったところであります。

3 番目に、研修制度の充実と効果的な推進についてでございます。

現在、職域ごとに年 1 回のハラスメント研修を行っておりますが、ハラスメントの撲滅に必要な要因として、世代格差による感じ方の違い、これを認識することと一人ひとりが危機感を持つことが重要でありますことから、一方的な知識の伝達になりがちな集合研修だけに頼るのではなく、各所属で小規模な職場ミーティングを繰り返し行い、立場を超えて忌憚のない意見交換ができるような環境づくりに努めております。

この結果につきましては、過日、総務省のハラスメントアドバイザーが来庁され、研修を行っていただきましたが、当本部が今行っている取り組みについては、高い評価をいただいたところです。

4 番目に、苦情相談窓口の設置についてでございます。

ハラスメントを覚知する相談窓口については、従前は、総務課の人事担当者が受け持っておりましたが、現在は、一つ目に、消防本部総務課の相談員、これは男女それぞれにおります。これに加えて、2 番目に、各所属に相談員として指名された係長以上の職員による内部の相談窓口。3 番目に、第三者、令和 5 年度は社会労務士事務所エリアハートに委託しておりますが、外部相談窓口。4 番目に、国、これは総務省でございますが、これや熊本県人事委員会に設置してある外部相談窓口。5 番目に、随時投函できる目安箱。これのいずれかを選択して、相談または情報提供ができる体制をとっております。

また、内部相談については、指定された相談員だけに限らず、上司または同僚等の話しやすい相手を選択して、間接的に人事担当者へ情報伝達ができるよう職員全員を相談員という位置づけにしております。

令和 4 年以降、各手段により数件の相談や情報提供が寄せられましたので、適切に対応したところでございます。

5 番目、ハラスメント行為者に対する指導と援助でございます。

ハラスメントの行為者に対しては、その程度に応じて懲戒または分限による処分

がなされるところですが、処分については行為の抑制に必要なことから、改めてその内容を周知し、ハラスメントを含めた職員全体の倫理観の向上やコンプライアンスの推進を図っております。また、ハラスメント行為者はその自覚がないことが往々にして見られるため、セルフチェックや所属ミーティングを通して気づきを促すことを行っております。

6番目に、職員間の信頼関係の醸成でございます。

消防業務、特に現場活動においては互いの信頼関係なしには成り立たないものであることから、これまでどおり明るい職場づくりをすることで、信頼関係の構築に努めてまいります。

7番目、休職者への対応でございます。

現在は、心因的な疾患による休職者はありませんが、育児休暇もしくは内科的な疾患等で4名の休職者がおります。総務課人事係では、職員の福祉や救済制度の説明と併せまして、随時連絡をとり、本人の状況や希望を確認するなど丁寧な対応をとっております。

復職に向けたカリキュラムも整備済みでありますので、制度を最大限に活用して対応してまいります。

最後に8番目になりますが、他の組織との情報共有と合同研修の開催についてでございます。

ハラスメント事案については、個人情報やプライバシーの観点から、個別の事案について他の組織と情報共有をすることは難しい面もございますが、今回の事案についても、消防をはじめ他の組織から求めがあれば、公表ができる範囲内で研修への協力はできるものと考えております。また、国や県が主催される研修会等には、今後も積極的に参加してまいります。

続きまして、各項目に対する対応と結果を踏まえての効果を報告いたします。

消防本部としては、今回の事案及び第三者調査委員会からの提言内容を重く受け止め、パワーハラスメントを含め、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント、マタニティハラスメントなど、職場で起こり得る全てのハラスメントを根絶し、全ての職員が勤務しやすい明るい環境づくりに全力で取り組んでいるところでございます。

前にご説明したとおり、各項目に関する対応を行った結果、職場の雰囲気としては、意見が言いやすい風通しの良い職場づくりにつながっていることを感じております。このことは、チェックシートの集計結果や職員アンケートの自由記載の欄にも見て取ることができております。

今後も、事案対応の初期に掲げた「できることはすべてやる」という方針に基づ

き、職場でのハラスメントの撲滅に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 鬼塚洋議員。

○17番（鬼塚 洋議員） 2点質問をさせていただきます。

まず、ハラスメントに関する全職員のアンケートですけれども、回収率は100%でよろしいですか。そうでない場合は、その理由についてもお聞かせください。

次に2点目、これは自死内容の全体に係る点なんですけれども、我々議員を含む地域の住民が、この消防本部がパワハラを抑止や根絶に向けてどのように取り組まれ、どのような効果が上がっているのかというのを、正直十分に把握できておりません。一方で、先ほど申し上げましたパワハラ防止法においても、事業主に対しパワハラを行ってはならない旨の方針や、パワハラを行った者に厳正に対処する旨の方針を広く周知するよう求めています。そこで、本広域連合本部や本消防本部の広報紙、ホームページなどにおいて、消防本部におけるハラスメントに対する指針、これまで第三者委員会の提言を受けて実施してきたハラスメント防止措置の内容や、その効果などについて、定期的に広く周知を図っていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄） 後藤消防長。

○消防長（後藤泰章） お答えします。

まず最初の質問、ハラスメントアンケートの回収率についてでございますが、ハラスメントの定期アンケートについては、休職中や他の組織へ出向中の者を除く職員全員を対象としております。ただし、何らかの理由により答えたくない設問には、記入を強制するものではございません。現在の回収率は100%でございます。

次の質問ですが、当本部で行っておりますハラスメントに関する取り組みについては、先般、「月間消防」という全国の消防機関向けの情報誌に投稿したところでございます。

今後、管内住民の皆様にもハラスメント対策だけでなく、消防本部として取り組んでいる研修や訓練の実施状況と併せて、広域連合の広報誌やホームページでご紹介することを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 鬼塚洋議員。

○17番（鬼塚 洋議員） 最後は質問というか、私の思いも申し上げさせていただきます。

パワハラを含むハラスメントについては、被害者の心や体に相当に深い傷を残します。私自身も仕事柄、多くの方からハラスメントに関する相談をお受けしており

ますが、相談に来られた段階では、既に仕事に行くことができずに休職されていたり、今後職場でのパワハラがなくなっていたとしても、その心理的抵抗から復職を希望せずに、退職を求める方が多いのが実情です。消防署という人の命を預かる大変責任の重い職場において、上司の方から部下の方へのある程度強い指導が行われるべきということは、十分に理解できます。しかし、度を越えた指導により、労働者の職場環境が害されれば、それはパワハラであり、そのパワハラの対応次第では、侮辱や名誉棄損、暴行、傷害といった犯罪にも該当する可能性があります。パワハラについては、往々にして加害者の人の自覚がなく、それがために被害者が声を上げるか、周りがパワハラに気づいて阻止をしなければ、どんどん行為がエスカレートしていきます。一方で、冒頭に申し上げたハラスメントの実態調査の結果においては、パワハラを受けた被害者の方の実に35.9%の方が、「その後何も行動をしなかった」と回答をしております。何もしなかったその理由については、「何をしても解決にならないと思ったから」、「例えば声を上げたとしても、職場上不利益が生じるといったから」と、そのような回答があっております。相談をしたくても相談をできない方が一定割合いるのが実情です。加えて、消防職員の方に関しては、地方公務員ではございますが、その区分上、労働基準監督署にも相談することができません。

このような事情を踏まえ、本消防本部におかれましては、先ほど強い決意を表明いただきましたとおり、より一層の組織内におけるパワハラの根絶に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桐原則雄） これで、鬼塚洋議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は終了しました。

—————○—————

日程第4 承認第1号 専決処分（令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第2号））の報告及び承認を求めることについて

○議長（桐原則雄） 日程第4、承認第1号、専決処分（令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第2号））の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いします。

まず、第1条におきまして、歳入歳出ともに275万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ44億8,430万4,000円とした令和5年8月24日付けの専

決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものです。

12ページをお願いします。補正につきまして、歳入は、財政調整基金繰入金として275万円の増額となっております。

13ページをお願いします。歳出は、熊本地方裁判所から本年7月31日付けで訴状を受領したことに伴い、顧問弁護士を代理人として指定するための着手金として委託料275万円の増額です。

答弁書の提出期限が9月27日で、早急に弁護士に依頼する必要がある、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったために専決処分を行ったものです。

以上で、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについての説明いたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定されました。

—————○—————

日程第5 議案第36号 令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第3号）について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第5、議案第36号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第36号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書の19ページをお願いします。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ111万6,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ44億8,542万円とするものです。

26ページをお願いします。

補正の内容としまして、歳入は、財政調整基金繰入金として111万6,000円の増額となっております。

27ページをお願いします。

歳出につきまして、議会費は、隔年で実施の正副連合長・議員合同の視察研修を、常任委員会ごとの実施とすることになりましたので、随行2名分の旅費22万9,000円、土産代の食糧費2万円の増額です。

総務費は、正副連合長の視察研修に係る随行2名分の22万9,000円、土産代の食糧費1万円の増額です。

また、現在選定を進めております、連合のシンボルマークの図形商標調査業務代として委託料27万5,000円、公有財産売却にあたり使用する官公庁オークションのシステム使用料として、35万3,000円の増額をお願いするものでございます。

以上で、議案第36号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第3号）の説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします

○議長（桐原則雄）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄）　異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6　認定第1号　令和4年度菊池環境保全組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第6、認定第1号、令和4年度菊池環境保全組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 認定第1号、和4年度菊池環境保全組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の決算審査意見書を付け議会の認定に付し、同法第96条第1項第3号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

以上が、この議案を提出する理由でございます。

歳入、歳出の決算の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これより、事務局長より説明を求めます。飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） それでは、認定第1号、令和4年度菊池環境保全組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の左側に記載しております32ページをお願いいたします。

まず、歳入ですけれども、款・項の区分の収入済額についてご説明させていただきます。申し上げます金額は、表の中央列の収入済額の欄になります。

はじめに、款1分担金及び負担金は、収入済額が9億3,261万8,000円で、項1負担金は、組合を構成する2市2町からの負担金となります。

次に、款2使用料及び手数料は2億2,667万1,526円で、項1手数料は、ごみ処分手数料が主なものとなります。また、項2使用料は、電柱等の施設敷地の使用料となります。

次に、款3財産収入は3,043円で、項1財産運用収入は、財政調整基金利子が主なものとなります。

次に、款4繰入金は3億円で、項1基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金となります。

次に、款5繰越金、項1繰越金は2,000万円で、前年度決算に伴う繰越金となります。

次に、款6諸収入は2億4,121万8,764円で、項1組合預金利子は、普通預金利子、項2雑入は、売電収入などになります。

以上、歳入合計は17億2,051万1,333円となっております。

33ページをお開きください。

続きまして、歳出になります。歳出も款・項の区分の支出済額について説明をさせていただきます。申し上げます金額は、表の中央列の支出済額の欄になります。

まず、款1議会費、項1議会費は、支出済額89万6,198円で、組合議会の

運営経費や議員報酬等を支出しております。

次に、款２総務費は４億９,０６８万９,８３１円で、項１総務管理費では、組合雇用職員の人件費等の業務経費、東部清掃工場の解体基金を支出しております。続いて、項２監査委員費では、監査委員報酬等を支出しております。

次に、款３衛生費は９億４３４万１,４６５円で、項１清掃費では、施設管理の業務委託費が主なものになります。

次に、款５公債費、項１公債費は１億４,０３１万９,０３０円で、起債の元金と利子の償還金を支出しております。

最後に、款６予備費、項１予備費ですが、支出はございません。

以上、歳出合計は１５億３,６２４万６,５２４円となりました。

総括になります。同じ３３ページの表の一番下になります。令和４年度の決算としまして、歳入総額１７億２,０５１万１,３３３円、歳出総額１５億３,６２４万６,５２４円で、歳入歳出差引残額が１億８,４２６万４,８０９円となっております。この残額は、菊池広域連合の財源となっております。

なお、歳入歳出の詳細な内容につきましては、付託予定であります環境常任委員会での審議の際、説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これから、決算の審査結果について、監査委員から報告を求めます。宮川貞雄代表監査委員。

○代表監査委員（宮川貞雄） こんにちは。菊池広域連合代表監査委員の宮川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和４年度菊池環境保全組合一般会計の歳入歳出決算審査についての意見を申し上げます。

令和４年度の一般会計歳入歳出決算審査を７月３１日、広域連合事務局におきまして泉田監査委員とともに実施いたしました。

お手元の議案書の４７ページに記載しております。

審査につきましては、事務事業は関係法令に準拠して適正に処理されているか、決算の計数は正確であるか、最少の経費で最大の効果を上げているか、また、合理化に努め、規模の適正化を図っているか等に主眼を置き実施いたしました。

決算審査の結果でございますが、令和４年度菊池環境保全組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法、同法施行令、施行規則に定められました規定どおりに作成されておりました。

また、予算の執行については、収入証書、支出証書、預金通帳等について照査し、

その内容を審査しましたが、計上計算は正確であることを確認いたしました。

令和４年度歳出予算は、歳入予算と収支均衡を保ちながら策定されており、各事業の推進、執行状況を審査した結果、それぞれの事務事業はその目的に沿って効果的かつ効率的に行われ、令和４年度の当初計画は達成されていると認められました。

本年４月１日に、菊池環境保全組合と菊池広域連合が統合しました。菊池環境保全組合の会計は、令和５年３月末日をもって出納閉鎖となっております。よって、出納整理期間内の収入及び支出に関しましては、菊池環境保全組合過年度分として、広域連合にて処理されていることを、本年４月・５月の例月出納検査で確認しております。

つきましては、監査委員からの意見としては、後に行う連合での決算の意見として述べさせていただきます。

以上、菊池環境保全組合の決算審査に関しての意見とさせていただきます。

○議長（桐原則雄）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第７　認定第２号　令和４年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（桐原則雄）　次に、日程第７、認定第２号、令和４年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行）　認定第２号、令和４年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の決算審査意見書を付け議会の認定に付し、同法第９６条第１項第３号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

以上が、この議案を提出する理由でございます。

歳入、歳出の決算の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄）　これより、事務局長より説明を求めます。飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄）　それでは、認定第２号、令和４年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の左側に記載しております１２５ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、款・項の区分の収入済額についてご説明させていただきます。申し上げます金額は、表の中央の収入済額の欄になります。

はじめに、款１分担金及び負担金は、収入済額が２３億７，８３０万円で、項２負担金は、連合を構成する２市２町からの負担金となります。

次に、款２使用料及び手数料は３，７２０万６，１１６円で、項１使用料は、菊池・大津の２カ所の火葬場使用料が主なものとなります。また、項２手数料は、危険物施設許認可手数料などの消防費手数料となっております。

次に、款４県支出金は５７１万５，３２３円で、項１県負担金は、熊本県消防学校派遣職員に係る県負担金が主なものとなっております。

次に、款５財産収入は１３６万６，３７７円で、項１財産運用収入は、財政調整基金利子等、項２財産売払収入は、消防本部で使用しておりました救急車を売り払ったことによる収入となります。

次に、款６繰入金は６，０４５万６，０００円で、項１基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金となります。

次に、款７繰越金、項１繰越金は７００万円で、前年度決算に伴う繰越金となります。

次に、款８諸収入は１４６万４，００５円で、項１預金利子は、普通預金利子となります。また、項２雑入は、台風による公有建物災害見舞金、自動販売機電気料などになります。

最後に、款９連合債、項１連合債は１億１５０万円で、泉ヶ丘消防署建替え工事に係る消防設備整備事業債や消防施設に係る緊急防災・減災事業債の借入れを行っております。

以上、歳入合計は２５億９，３００万７，８２１円となりました。なお、不納欠損額並びに収入未済額はございませんでした。

１２６ページをお願いいたします。

続きまして、歳出になります。歳出も款・項の区分の支出済額について説明をさせていただきます。申し上げます金額は、表の中央列の支出済額の欄になります。

まず、款１議会費、項１議会費は、支出済額１７７万３，９４８円で、連合議会の運営経費、議員報酬等を支出しております。

次に、款２総務費は９，４３８万２３４円で、項１総務管理費では、連合雇用職員人件費、それに総務課関係業務経費を支出しております。続いて、項２選挙費では、選挙管理委員の報酬等を支出しております。続いて、項３監査委員費では、監査委員の報酬等を支出しております。

次に、款３民生費は６，３９５万２，７３０円で、項１社会福祉費では、介護認定審査会と障害者総合支援審査会の委員報酬や、人件費負担金等を支出しております。

次に、款４衛生費は２億５，８１４万５，０８０円で、項１保健衛生費では、菊池

火葬場、大津火葬場の管理運営費を支出しております。また、項２清掃費では、人件費や負担金、クリーンセンター花房の管理運営費を支出しております。

次に、款５消防費、項１消防費は１億８億７,２５１万６,２３０円で、管内住民の生命、身体、財産を守るため、消防本部と４消防署の体制で、火災の防御並びに救急・救助活動等の消防業務経費を支出しております。

次に、款６公債費、項１公債費は１億６,９４９万６,７２５円で、起債の元金と利子の償還金を支出しております。

最後に、款７予備費、項１予備費ですが、支出はございません。

以上、歳出合計は２億４億６,０２６万４,９４７円となりました。

総括、１２７ページをお願いいたします。

令和３年度の決算としまして、歳入総額２億５億９,３００万７,８２１円、歳出総額２億４億６,０２６万４,９４７円で、歳入歳出差引残額が１億３,２７４万２,８７４円となっており、このうち４,３０３万２,８０５円を財政調整基金に繰入れをさせていただいております。

なお、歳入歳出の詳細な内容につきましては、付託予定の各常任委員会での審議の際、各担当課から詳しく説明させていただきますので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これから、決算の審査結果について、監査委員から報告を求めます。宮川貞雄代表監査委員。

○代表監査委員（宮川貞雄） それでは、令和４年度菊池広域連合一般会計の歳入歳出決算審査についての意見を申し上げます。

令和４年度の一般会計歳入歳出決算審査を、菊池広域連合分を８月２２日に、広域連合事務局において泉田監査委員とともに実施いたしました。

お手元の議案書の１４９ページに記載しております。

審査につきましては、事務事業は関係法令に準拠して適正に処理されているか、決算の計数は正確であるか、最少の経費で最大の効果を上げているか、また、合理化に努め、規模の適正化を図っているか等に主眼を置き実施いたしました。

決算審査の結果でございますが、令和４年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法、同法施行令、施行規則に定められた規定どおり作成されておりました。

また、予算の執行については、収入証書、支出証書、預金通帳等について照査し、その内容を審査しましたが、計上計算は正確であることを確認いたしました。

令和４年度歳出予算は、歳入予算と収支均衡を保ちながら策定されており、各事

業の推進、執行状況を審査した結果、それぞれの事務事業はその目的に沿って効果的かつ効率的に行われ、令和４年度の当初計画は達成されていると認められました。

ただし、事業によっては、不用額が出ているところもありましたので、事業の運営にあたっては、契約の仕方、内容等を十分に精査し、予算編成にあたっては、極力、適正な予算計上がなされるよう指導いたしました。

また、予算執行事務や財産管理については、例月出納検査において確認しておりますが、適法かつ適正であることを認めました。

最後に、本年４月１日に、菊池環境保全組合との組織統合が行われました。二つの組織が統合され、それぞれが行っていた事務の効率化が大きく期待されます。また、新型コロナウイルス感染症の感染法上での取扱いが引き下げられ、ウィズコロナの声が上がり始め、人々の活動も再開いたしました。さらに、ＴＳＭＣを中心とした巨大工場の建設が進み、菊池地域を取り巻く環境の変化は、すさまじいものがあります。各自治体とも厳しい財政事情にある中で、本広域連合におきましても、菊池環境保全組合から継承したごみ処理事業を含め、事業運営にあたっては、財政調整基金の運用を十分に精査し、また、それぞれの施設の整備計画などを長期的な視点で作成し、消防施設整備基金、旧東部清掃工場解体基金の活用を十分に精査・検討し、費用対効果を念頭に置くとともに、住民に対する透明性と公平性を重視しながら、地域の人々に必要不可欠な業務に励んでいただきたいと思います。

菊池広域連合管内では、地域情勢の変化に伴い人口の増加、特に外国人も増加しました。地域環境の変化、コロナ禍における人々の生活環境の変化を見誤ることなく、そして、１９万人を超える住民の負託に応える事務事業の推進こそ、菊池広域連合に与えられた使命であることを再認識し、健全な財政運営に努められることを切望して、決算審査の意見といたします。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第８ 委員会付託

○議 長（桐原則雄） これから日程第８、委員会付託を行います。

ただいま議題となっております、認定第１号及び認定第２号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号は、それぞれの所管委員会に付託することに決定しました。

ここで、各委員会を開催し、認定第1号及び認定第2号の審議のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時22分

再開 午後4時51分

-----○-----

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員の皆様にお諮りします。

菊池広域連合議会会議規則第9条に基づき、5時までとなっております会議時間を延長してよろしいか、お諮りします。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

それでは、延長させていただきます。

暫く休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時52分

再開 午後4時55分

-----○-----

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第9 委員長報告

○議長（桐原則雄） 日程第9、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました、認定第1号及び認定第2号の審議の経過及び結果について、各委員長から報告を求めます。順序は、総務厚生常任委員会、環境常任委員会、消防常任委員会の順といたします。

まず、はじめに総務厚生常任委員長、三宮美香議員。

○総務厚生常任委員長（三宮美香） 総務厚生常任委員会の報告をいたします。

令和5年第2回菊池広域連合議会定例会で、総務厚生常任委員会に付託されました認定第2号、令和4年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の所管分について、慎重に審査をしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

主な質疑としましては、ホームページ環境構築業務について、今後、議事録の掲

載や閲覧数を表示されることはできるのか、との質疑がありました。こちらに対する執行部の答弁として、統合に伴いリニューアルを行った。議事録は今後掲載していく予定であり、閲覧数も広報啓発の効果を把握するため表示する方向で進めていく、とのことでした。

その他、介護認定審査会の状況について、経費削減等のため、ＡＩの活用も検討してほしい、との意見が出されました。

以上、本委員会は審査の結果、全員一致で、本委員会所管分について認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおりご賛同いただきますよう、お願いいたします。

○議長（桐原則雄） 総務厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、環境常任委員長、荒木崇之議員。

○環境常任委員長（荒木崇之） 環境常任委員会の報告をいたします。

令和５年第２回菊池広域連合議会定例会で、環境常任委員会に付託されました認定第１号、令和４年度菊池環境保全組合一般会計歳入歳出決算の所管分について、慎重審議いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

主な質疑としましては、東部清掃工場解体基金について、東部清掃工場の解体スケジュール及び費用の見込みについて質疑がありました。こちらに対する執行部の答弁として、スケジュールについては、令和６年度より設計支援業務に着手、令和７年度より解体を予定。また、費用については、当初８億円を見込んでおりましたが、昨今の情勢により人件費及び資材の高騰により見通しが立っておりません、とのことでありました。

次に、解体に伴う構成市町の負担金の割合について質疑がありました。こちらに対する執行部の答弁として、解体に伴う費用割合については、旧東部清掃工場の利用割合となっており、考え方としては、旧組合のときの割合と同じとなっております、とのことでした。

そのほか、次回より、処理費用、負担金、排出量等の数年間の推移がわかる資料を全議員にお示ししてほしい、との指摘がありました。

以上、本委員会は審査の結果、全員一致で、本委員会所管分について認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおりご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） 環境常任委員長の報告を終わります。

次に、消防常任委員長、永清和寛議員。

○消防常任委員長（永清和寛） 消防常任委員会の報告をいたします。

令和5年第2回菊池広域連合議会定例会で、消防常任委員会に付託されました認定第2号、令和4年度菊池広域連合一般会計歳入歳出決算の所管分について、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

主な質疑といたしましては、救助工作車が3台から2台へと減らされているが影響はないのか、との質疑がありました。こちらに対する執行部の答弁として、消防力の基準に照らし減らしました。現時点での住民サービスには影響はありません、とのことでした。

次に、当地域における災害件数の推移について質疑がありました。こちらに対する執行部の答弁として、令和2年からの件数を示すと、火災及び救助件数は微増を認める。しかし、救急件数については、年に1,000件単位での増加を認める、とのことでした。

その他、当地域では環境の変化が激しいので、整備計画はあるが、常に状況評価を行い、スピード感をもって対応してほしい、との意見が出されました。

以上、本委員会は審査の結果、全員一致で、本委員会所管分について認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会の決定のとおりご賛同いただきますよう、お願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 消防常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第1号及び認定第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（桐原則雄） 起立全員です。

したがって、認定第1号及び認定第2号は認定することに決定しました。

—————○—————

日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第１０、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務調査事項について、お手元に配付しております閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、菊池広域連合議会会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

お諮りしましたとおり決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

令和５年第２回菊池広域連合議会定例会を閉会します。

全員、起立をお願いします。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後５時０４分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

菊池広域連合議会議長 桐 原 則 雄

署 名 議 員 水 上 隆 光

署 名 議 員 坂 本 典 光